

学校における感染症の予防について

栃木県立小山南高等学校長

1. 学校において特に予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則 第十八条）

- ① 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項 から第九項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。
- ② 第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- ③ 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

2. 出席停止（学校保健安全法 第十九条）

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、またはかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

3. 出席停止期間（学校保健安全法施行規則 第十九条）

- ① 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- ② 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。
 - a. インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。
 - b. 百日咳にあつては、特有の咳を消失するまで、又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - c. 麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。
 - d. 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
 - e. 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
 - f. 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
 - g. 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
- ③ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染の疑いのおそれがないと認めるまで。

※その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、带状疱疹、RSウイルス感染症等）にかかった者については、条件により出席停止の措置が必要となりますのでご連絡ください。

◎上記の疾病にかかっている疑いがある場合、速やかに医療機関を受診してください。

◎学校保健安全法第19条により、疾病にかかっている場合、また疑いがある場合でも出席停止扱いになります。登校が可能になりましたら、医療機関からの「証明書」または「登校申出書（インフルエンザ用）」を提出してください（診断書ではありません）。それらの提出をもって、出席停止扱いとさせていただきます。

ご理解とご協力をお願い致します。

◎証明書の様式は医療機関発行の様式で結構です。もしくは裏面の様式をコピーして医療機関へご提出ください。保健室にも証明書の用紙がありますので、お問い合わせください。